

## 「品川区生活困窮者住居確保給付金の支給に関する規則の一部を改正する規則」 の概要について

### 1. 概要

「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）」の施行に伴い、住居確保給付金の支給に関し必要な事項が定められている「生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令16号）」が改正されたことにより、品川区生活困窮者住居確保給付金の支給に関する規則（平成27年3月31日規則24号）の一部改正を行う。

### 2. 改正する規則

品川区生活困窮者住居確保給付金の支給に関する規則

### 3. 改正内容

住居確保給付金の拡充

### 4. 拡充内容

家賃が低廉な住宅への転居費用を支給する。

#### (1) 支給対象者

家計改善支援により、低廉な家賃の住宅へ転居が必要と認められる者

#### (2) 支給額

転居先の住宅扶助額に3を乗じた以内の額

#### (3) 対象となるもの

転居先への家財の運搬費用、転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料）

### 5. 施行日

令和7年4月1日

新旧対照表

品川区生活困窮者住居確保給付金の支給に関する規則

新	旧
<p style="text-align: right;">平成27年 3 月31日規則第24号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「法」という。)第6条の生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)の支給に関し、法および生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において使用する用語の意義は、法および省令で使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>(1) 家賃補助 住居確保給付金のうち、家賃相当分の補助をいう。</u></p> <p><u>(2) 転居費用補助 住居確保給付金のうち、転居費用相当分の補助をいう。</u></p> <p><u>(3) 常用就職 期間の定めがない労働契約または6月以上の労働契約による就職をいう。</u></p> <p><u>(4) 家賃額 住居確保給付金の支給対象者が賃借する賃貸住宅1月当たりの家賃の額(当該家賃の額が生活保護の住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額)をいう。</u></p> <p><u>(5) 不動産仲介業者等 不動産仲介業者、賃貸住宅の貸主または貸主から委託を受けた事業者をいう。</u></p> <p><u>(家賃補助の支給要件)</u></p>	<p style="text-align: right;">平成27年 3 月31日規則第24号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「法」という。)第6条の生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)の支給に関し、法および生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において使用する用語の意義は、法および省令で使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>(1) 常用就職 期間の定めがない労働契約または6月以上の労働契約による就職をいう。</u></p> <p><u>(2) 家賃額 住居確保給付金の支給対象者が賃借する賃貸住宅1月当たりの家賃の額(当該家賃の額が生活保護の住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額)をいう。</u></p> <p><u>(3) 国の雇用施策による給付 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第7条第1項に規定する職業訓練受講給付金(以下「職業訓練給付金」という。)をいう。</u></p> <p><u>(4) 不動産媒介業者等 賃貸住宅の貸主または貸主から委託を受けた事業者をいう。</u></p> <p>(支給要件)</p>

新	旧
<p>第3条 <u>家賃補助</u>は、省令第10条第1号イおよびロ、第2号イおよびロ、第3号イ、第4号ならびに第5号イのいずれにも該当し、かつ、次の各号のいずれにも該当する者に支給する。</p> <p>(1) <u>区または他の自治体（以下「自治体等」という。）が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付金の給付を、家賃補助の支給を受けようとする者（以下「家賃補助申請者」という。）</u>および当該者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。</p> <p>(2) <u>家賃補助申請者</u>および当該者と同一の世帯に属する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p> <p>2 省令第10条第3号イに規定する世帯収入額には、定期的に支給される雇用保険の失業等給付、年金等の公的給付<u>または</u>継続的に親族等から支給される金銭を含めるものとする。</p> <p>3 <u>22歳以下かつ学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（大学院および専門職大学院を除く。）、高等専門学校または専修大学に就学中</u>の子の収入は、前項の世帯収入額には含めないものとする。</p> <p>4 第2項の世帯収入額を算定する際は、<u>家賃補助</u>の申請日の属する月の世帯収入額が確実に推計することができる場合は当該額によることとし、毎月の世帯収入額の変動により確実に推計することができない場合は、収入の確定している直近3月の額の平均によることとする。</p> <p>5 <u>家賃補助の支給に係る</u>省令第10条第4号の金融資産には、金融機関に対する預貯金、現金、債券、株式および投資信託を含めるものとし、生命保険、個人年金保険等は含めないものとする。</p> <p>6 省令第3条第1号に該当する者に係る省令第10条第5号イの求職活動は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 区からの面接等の支援を1月当たり4回以上受けること。</p>	<p>第3条 <u>住居確保給付金</u>は、省令第10条各号のいずれにも該当し、かつ、次の各号のいずれにも該当する者に支給する。</p> <p>(1) <u>国の雇用施策による給付または区もしくは東京都が実施する住宅を喪失した離職者に対する住居確保給付金に類似の給付金の給付を、住居確保給付金の申請者</u>および当該申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。</p> <p>(2) <u>住居確保給付金の申請者</u>および当該申請者と同一の世帯に属する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p> <p>2 省令第10条第3号の収入には、定期的に支給される雇用保険の失業等給付、<u>児童扶養手当等の公的手当または</u>年金等の公的給付<u>もしくは</u>継続的に親族等から支給される金銭を含めるものとする。</p> <p>3 <u>就学中の未成年</u>の子の収入は、前項の収入には含めないものとする。</p> <p>4 第2項の収入を算定する際は、<u>住居確保給付金</u>の申請日の属する月の収入が確実に推計することができる場合は当該額によることとし、毎月の収入額の変動により確実に推計することができない場合は、収入の確定している直近3月の額の平均によることとする。</p> <p>5 省令第10条第4号の金融資産には、金融機関に対する預貯金<u>および</u>現金を含めるものとし、<u>債権、株式、投資信託</u>、生命保険、個人年金保険等は含めないものとする。</p> <p>6 省令第3条第1号に該当する者に係る省令第10条第5号の求職活動は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 区からの面接等の支援を1月当たり4回以上受けること。</p>

新	旧
<p>(2) 公共職業安定所における職業相談を1月当たり2回以上受けること。</p> <p>(3) 求人に係る応募または面接を1週間当たり1回以上行い、または受けること。</p> <p>7 省令第3条第2号に該当する者に係る省令第10条第5号<u>イ</u>の求職活動は、区からの面接等の支援を1月当たり4回以上受けることとする。</p> <p>(<u>家賃補助</u>の支給開始)</p>	<p>(2) 公共職業安定所における職業相談を1月当たり2回以上受けること。</p> <p>(3) 求人に係る応募または面接を1週間当たり1回以上行い、または受けること。</p> <p>7 省令第3条第2号に該当する者に係る省令第10条第5号の求職活動は、区からの面接等の支援を1月当たり4回以上受けることとする。</p> <p>(支給開始)</p>
<p>第4条 <u>家賃補助</u>の支給は、次の家賃相当分から開始する。</p> <p>(1) 新たに住宅を賃借する者 入居契約に基づく入居初月に支払いを要する家賃の翌月の家賃相当分</p> <p>(2) 現に住宅を賃借している者 <u>家賃補助</u>の申請日の属する月に支払いを要する家賃相当分</p> <p>(<u>家賃補助</u>の支給期間等)</p>	<p>第4条 <u>住居確保給付金</u>の支給は、次の家賃相当分から開始する。</p> <p>(1) 新たに住宅を賃借する者 入居契約に基づく入居初月に支払いを要する家賃の翌月の家賃相当分</p> <p>(2) 現に住宅を賃借している者 <u>住居確保給付金</u>の申請日の属する月に支払いを要する家賃相当分</p> <p>(支給期間等)</p>
<p>第5条 省令第12条第1項の都道府県等が定める期間は、3月ごとに9月までの間とする。</p> <p>2 省令第12条第2項の都道府県等が定める期間は、合算して9月までの間とする。</p> <p>(<u>家賃補助</u>の支給手続)</p>	<p>第5条 省令第12条第1項の都道府県等が定める期間は、3月ごとに9月までの間とする。</p> <p>2 省令第12条第2項の都道府県等が定める期間は、合算して9月までの間とする。</p> <p>(支給手続)</p>
<p>第6条 <u>家賃補助申請者</u>は、生活困窮者住居確保給付金支給申請書および住居確保給付金申請時確認書に<u>次に掲げる</u>書類を添えて、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>運転免許証、個人番号カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険の資格確認書または戸籍謄本の写し等の本人であることを確認することができる書類の写し</u></p> <p>(2) <u>2年以内に離職または廃業をしたことを確認することができる書類の写し</u></p> <p>(3) <u>家賃補助申請者および当該者と同一の世帯に属する者のうち、収入のある者の収入を確認することができる書類の写し</u></p>	<p>第6条 <u>住居確保給付金の支給を受けようとする者</u>は、生活困窮者住居確保給付金支給申請書および住居確保給付金申請時確認書に<u>次の各号に掲げる</u>書類を添えて、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>本人確認書類 運転免許証、個人番号カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証または戸籍謄本の写し等のいずれかの写し</u></p> <p>(2) <u>離職関係書類</u> 2年以内に離職または廃業をしたことを確認することができる書類の写し</p> <p>(3) <u>収入関係書類 住居確保給付金の申請者および当該申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入のある者の収入を確認することができる書類の写し</u></p>

新	旧
<p>(4) <u>家賃補助申請者および当該者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の世帯の金融資産を確認することができる書類の写し</u></p>	<p>(4) <u>金融資産関係書類 住居確保給付金の申請者および当該申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し</u></p>
<p>2 <u>家賃補助申請者</u>は、<u>前項に規定する申請書類</u>の提出後、速やかに公共職業安定所の求職受付票の写しとともに、次の各号の状況に応じ、当該各号に定める書類を<u>区長に</u>追加提出しなければならない。</p>	<p>2 <u>前項の申請書類を提出した者（以下「申請者」という。）</u>は、<u>当該書類</u>の提出後、速やかに公共職業安定所の求職受付票の写しとともに、次の各号の状況に応じ、当該各号に定める書類を追加提出しなければならない。</p>
<p>(1) <u>住居を喪失</u>しているとき <u>不動産仲介業者等</u>が発行する入居予定住宅に関する状況通知書</p>	<p>(1) <u>住宅喪失を</u>しているとき <u>不動産媒介業者等</u>が発行する入居予定住宅に関する状況通知書</p>
<p>(2) <u>住居を喪失する</u>おそれがあるとき <u>不動産仲介業者等</u>が発行する入居住宅に関する状況通知書および現に入居している住宅の賃貸借契約書の写し</p>	<p>(2) <u>住宅喪失の</u>おそれがあるとき <u>不動産媒介業者等</u>が発行する入居住宅に関する状況通知書および現に入居している住宅の賃貸借契約書の写し</p>
<p>3 区長は、前2項<u>に規定する</u>提出書類および収入要件等の調査に基づき、支給申請の内容を審査し、<u>次の各号に掲げる家賃補助申請者</u>に該当すると認めるときは、当該各号に掲げる書類を<u>当該者</u>に交付する。</p>	<p>3 区長は、前2項<u>の</u>提出書類および収入要件等の調査に基づき、支給申請の内容を審査し、<u>次の申請者</u>に該当すると認めるときは、当該各号に掲げる書類を<u>申請者</u>に交付する。</p>
<p>(1) 支給要件に適正の<u>家賃補助申請者のうち住居を喪失した者（以下「住居喪失者」という。）</u> 住居確保給付金支給対象者証明書</p>	<p>(1) 支給要件に適正の<u>申請者</u> 住居確保給付金支給対象者証明書</p>
<p>(2) 支給要件に不適正の<u>家賃補助申請者</u> 住居確保給付金不支給通知書</p>	<p>(2) 支給要件に不適正の<u>申請者</u> 住居確保給付金不支給通知書</p>
<p>4 <u>住居喪失者</u>は、速やかに第2項第1号の入居予定住宅に係る賃貸借契約を締結し、当該住宅の入居後7日以内に次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。</p>	<p>4 <u>前項第1号の申請者のうち、住宅を喪失しているもの</u>は、速やかに第2項第1号の入居予定住宅に係る賃貸借契約を締結し、当該住宅の入居後7日以内に次に掲げる書類<u>の全てを、住宅を喪失するおそれのあるものは、住居確保給付金支給対象者証明書の交付を受けた後7日以内に第2号の書類をそれぞれ</u>区長に提出しなければならない。</p>
<p>(1) <u>住居</u>確保報告書</p>	<p>(1) <u>住宅</u>確保報告書</p>
<p>(2) 賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写し</p>	<p>(2) 賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写し</p>
<p>(3) 入居予定住宅の存する住所における住民票の写し</p>	<p>(3) 入居予定住宅の存する住所における住民票の写し</p>
<p>(<u>家賃補助</u>の支給決定)</p>	<p>(支給決定)</p>
<p>第7条 区長は、前条の申請書その他の書類の全てを受理したときは、<u>家賃補助</u>の支給を決定し、住居確保給付金支給決定通知書により<u>当該家賃補助申請者</u>に通知する。</p>	<p>第7条 区長は、前条の申請書その他の書類の全てを受理したときは、<u>住居確保給付金</u>の支給を決定し、住居確保給付金支給決定通知書により<u>申請者</u>に通知する。</p>

新	旧
<p>(常用就職等の報告)</p> <p>第8条 前条の決定通知書を受けた者(以下「<u>家賃補助受給者</u>」という。)は、常用就職をした場合は、速やかに常用就職届を区長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の常用就職届を提出した者は、<u>家賃補助</u>の受給期間において、当該提出をした月の翌月以後も、給料支払明細書等の収入額確認書類を区長に毎月提出しなければならない。</p> <p>(<u>家賃補助</u>の支給額の変更)</p> <p>第9条 <u>家賃補助</u>の支給額は、この受給期間中において、次の各号のいずれかに該当する場合は、変更することができる。</p> <p>(1) 現に賃貸している住宅の家賃額が変更されたとき。</p> <p>(2) 支給額が家賃額の一部となっている<u>家賃補助受給者</u>世帯において、世帯の収入が減少し、<u>家賃補助</u>の収入限度額を下回ったとき。</p> <p>(3) 貸主の責により区内転居したとき。</p> <p>(4) 区の指導により区内転居したとき。</p> <p>2 <u>家賃補助</u>の支給額の変更申請は、住居確保給付金変更支給申請書に変更理由を証する書類を添付して行わなければならない。</p> <p>3 区長は、前項の変更申請があったときは、書類の内容を審査し、支給額の変更を認めたときは、住居確保給付金変更支給決定通知書により当該<u>申請をした者</u>に通知する。</p> <p>(<u>家賃補助</u>の支給の中止)</p> <p>第10条 <u>家賃補助受給者</u>が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該各号に掲げる時期等から<u>家賃補助</u>の支給を中止する。</p> <p>(1) 省令第15条の規定に該当したとき 該当を確認した日の属する月</p> <p>(2) 常用就職により収入額が中止基準額(省令第10条第3号<u>イ</u>の合算額に家賃額を加えた額をいう。)を超えたとき 中止基準額を超えた月</p> <p>(3) <u>家賃補助</u>の支給決定後に、現に賃貸している住宅から退去(貸主の責による転居または区の指導による転居を除く。)したとき 退去した</p>	<p>(常用就職等の報告)</p> <p>第8条 前条の決定通知書を受けた者(以下「<u>受給者</u>」という。)は、常用就職をした場合は、速やかに常用就職届を区長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の常用就職届を提出した者は、<u>住居確保給付金</u>の受給期間において、当該提出をした月の翌月以後も、給料支払明細書等の収入額確認書類を区長に毎月提出しなければならない。</p> <p>(支給額の変更)</p> <p>第9条 <u>住居確保給付金</u>の支給額は、この受給期間中において、次の各号のいずれかに該当する場合は、変更することができる。</p> <p>(1) 現に賃貸している住宅の家賃額が変更されたとき。</p> <p>(2) 支給額が家賃額の一部となっている<u>受給者</u>世帯において、世帯の収入が減少し、<u>住居確保給付金</u>の収入限度額を下回ったとき。</p> <p>(3) 貸主の責により区内転居したとき。</p> <p>(4) 区の指導により区内転居したとき。</p> <p>2 <u>住居確保給付金</u>の支給額の変更申請は、住居確保給付金変更支給申請書に変更理由を証する書類を添付して行わなければならない。</p> <p>3 区長は、前項の変更申請があったときは、書類の内容を審査し、支給額の変更を認めたときは、住居確保給付金変更支給決定通知書により当該<u>申請者</u>に通知する。</p> <p>(支給の中止)</p> <p>第10条 <u>受給者</u>が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該各号に掲げる時期等から<u>住居確保給付金</u>の支給を中止する。</p> <p>(1) 省令第15条の規定に該当したとき 該当を確認した日の属する月</p> <p>(2) 常用就職により収入額が中止基準額(省令第10条第3号の合算額に家賃額を加えた額をいう。)を超えたとき 中止基準額を超えた月</p> <p>(3) <u>住居確保給付金</u>の支給決定後に、現に賃貸している住宅から退去(貸主の責による転居または区の指導による転居を除く。)したとき 退去</p>

新	旧
<p>日の属する月の翌月の家賃相当分</p> <p>(4) <u>家賃補助</u>の支給決定後に、虚偽申請等の不適正な受給が判明したとき 不適正受給が判明した日</p> <p>(5) <u>家賃補助</u>の支給決定後に、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処されたとき 刑に処された日</p> <p>(6) <u>家賃補助</u>の支給決定後に、<u>家賃補助受給者</u>と同一の世帯に属する者の一員 (<u>家賃補助受給者</u>を含む。)が暴力団員と判明したとき 暴力団員と判明した日</p> <p>(7) その他区長が支給を中止すべき事情があると認めたととき 事情があると認めたと日</p> <p>2 区長は、前項の規定に基づき、<u>家賃補助</u>の支給中止を決定したときは、住居確保給付金支給中止通知書により当該<u>家賃補助受給者</u>に通知する。 (<u>家賃補助</u>の支給期間の延長)</p>	<p>した日の属する月の翌月の家賃相当分</p> <p>(4) <u>住居確保給付金</u>の支給決定後に、虚偽申請等の不適正な受給が判明したとき 不適正受給が判明した日</p> <p>(5) <u>住居確保給付金</u>の支給決定後に、<u>禁錮</u>以上の刑に処されたとき 刑に処された日</p> <p>(6) <u>住居確保給付金</u>の支給決定後に、<u>受給者</u>と同一の世帯に属する者の一員 (<u>受給者</u>を含む。)が暴力団員と判明したとき 暴力団員と判明した日</p> <p>(7) その他区長が支給を中止すべき事情があると認めたととき 事情があると認めたと日</p> <p>2 区長は、前項の規定に基づき、<u>住居確保給付金</u>の支給中止を決定したときは、住居確保給付金支給中止通知書により当該<u>受給者</u>に通知する。 (支給期間の延長)</p>
<p>第11条 <u>家賃補助</u>の支給期間の延長申請は、生活困窮者住居確保給付金支給申請書(期間(再)延長)に、第3条第6項に規定する求職活動を証する書類および第6条第1項第4号の金融資産関係書類を添付して、延長前の支給期間の最終の月の末日までに行わなければならない。</p> <p>2 区長は、前項の延長申請があったときは、書類の内容を審査し、支給期間の延長を認めたとときは、住居確保給付金支給決定通知書(期間(再)延長)により当該<u>家賃補助受給者</u>に通知する。 (<u>転居費用補助</u>の支給要件)</p>	<p>第11条 <u>住居確保給付金</u>の支給期間の延長申請は、生活困窮者住居確保給付金支給申請書(期間(再)延長)に、第3条第6項の求職活動を証する書類および第6条第1項第4号の金融資産関係書類を添付して、延長前の支給期間の最終の月の末日までに行わなければならない。</p> <p>2 区長は、前項の延長申請があったときは、書類の内容を審査し、支給期間の延長を認めたとときは、住居確保給付金支給決定通知書(期間(再)延長)により当該<u>申請者</u>に通知する。 (<u>支給の停止</u>)</p>
<p>第12条 <u>転居費用補助</u>は、省令第10条第1号ハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号および第5号ロのいずれにも該当し、かつ、次の各号のいずれにも該当する者に支給する。</p> <p>(1) <u>転居費用補助</u>の支給を受けようとする者(以下「<u>転居費用補助申請者</u>」という。)と同一の世帯に属する者の死亡または<u>転居費用補助申請者</u>もしくは当該者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、<u>転居費用補助申請者</u>および当該者と同一の世帯に属する者の収入額の合計額</p>	<p>第12条 <u>受給者</u>は、<u>住居確保給付金</u>の受給期間内において、<u>職業訓練受講給付金</u>の受給が決定した場合は、速やかに<u>住居確保給付金</u>支給停止届を区長に提出しなければならない。</p> <p>2 区長は、前項の停止届があったときは、<u>住居確保給付金</u>の支給停止を決定し、<u>住居確保給付金</u>支給停止通知書により当該<u>受給者</u>に通知する。</p>

新	旧
<p><u>が著しく減少し、経済的に困窮し、転居費用補助申請者のうち住居を喪失した者または住居を喪失するおそれのある者であること。</u></p> <p><u>(2) 自治体等が実施する住居を喪失した離職者に対する転居の支援を目的とした類似の給付金の給付を、転居費用補助申請者および当該者との同一の世帯に属する者が受けていないこと。</u></p> <p><u>(3) 転居費用補助申請者および当該者との同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。</u></p> <p><u>2 省令第10条第3号ロに規定する世帯収入額については、第3条第2項から第4項までの規定を準用する。</u></p> <p><u>3 転居費用補助の支給に係る省令第10条第4号の金融資産については、第3条第5項の規定を準用する。</u> <u>(転居費用補助の対象経費)</u></p> <p><u>第13条 転居費用補助の支給対象となる経費および支給対象とならない経費は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 支給対象となる経費 転居先への家財の運搬費用、転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料および住宅保険料をいう。）、原状回復費用および鍵交換費用</u></p> <p><u>(2) 支給対象とならない経費 敷金、契約時に払う家賃ならびに家財および設備の購入費</u> <u>(転居費用補助の支給手続)</u></p> <p><u>第14条 区長は、転居費用補助申請者に対し、生活困窮者家計改善支援事業における家計に関する相談支援を実施し、その家計改善のために次に掲げるいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その転居費用の捻出が困難であることを確認する。</u></p> <p><u>(1) 転居に伴い転居費用補助申請者が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額が減少し、家計全体の支出の削減が見込まれること。</u></p> <p><u>(2) 転居に伴い転居費用補助申請者が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額が増加するが、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の</u></p>	<p><u>3 前項の受給者のうち、職業訓練受講給付金の受給が終了する場合には、住居確保給付金の支給再開を希望するときは、当該職業訓練の終了の日までに住居確保給付金支給再開届を区長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>4 区長は、前項の再開届があったときは、住居確保給付金の支給再開を決定し、住居確保給付金支給再開通知書により当該受給者に通知する。</u></p>

新	旧
<p><u>支出の削減が見込まれること。</u></p> <p>2 <u>区長は、前項の規定により転居が必要であり、かつ、その転居費用の捻出が困難であることを確認したときは、転居費用補助申請者に対し、転居が必要であることを証する書類（以下「要転居証明書」という。）を交付する。</u></p> <p>3 <u>要転居証明書の交付を受けた者は、生活困窮者住居確保給付金申請書および住居確保給付金申請時確認書に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 運転免許証、個人番号カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険の資格確認書または戸籍謄本の写し等の本人であることを確認することができる書類の写し</u></p> <p><u>(2) 世帯収入額が著しく減少する直前に、転居費用補助申請者と同一の世帯に属する者が死亡または転居費用補助申請者もしくは転居費用補助申請者と同一の世帯に属する者が離職、休業等をしたことが確認することができる書類の写し</u></p> <p><u>(3) 転居費用補助申請者および当該者と同一の世帯に属する者のうち、収入のある者の収入を確認することができる書類の写し</u></p> <p><u>(4) 転居費用補助申請者および当該者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の世帯の金融資産を確認することができる書類の写し</u></p> <p><u>(5) 要転居証明書</u></p> <p><u>(6) 転居費用補助申請者が持家である住宅に居住している場合は、その居住の維持に要する費用の月額を確認できる書類の写し</u></p> <p>4 <u>転居先の住居を確保した者は、次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 入居予定住宅に関する状況通知書</u></p> <p><u>(2) 転居に要する費用の額および内訳が確認できる書類</u></p> <p>5 <u>区長は、前2項に規定する提出書類および収入要件等の調査に基づき、支給申請の内容を審査し、次の各号に掲げる転居費用補助申請者に該当す</u></p>	

新	旧
<p><u>ると認めるときは、当該各号に掲げる書類を交付する。</u></p> <p><u>(1) 申請内容が適正の転居費用補助申請者 住居確保給付金支給決定通知書および住居確保報告書</u></p> <p><u>(2) 申請内容が不適正の転居費用補助申請者 住居確保給付金不支給通知書</u></p> <p><u>6 前項の規定により転居費用補助の支給の決定を受けた者（以下「転居費用補助受給者」という。）は、当該住宅入居日から7日以内に、住居確保報告書に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し</u></p> <p><u>(2) 新住所における住民票の写し</u></p> <p><u>(3) 転居に要する費用の実際に支払った額が確認できる書類（転居費用補助の支給額の変更）</u></p> <p><u>第15条 転居費用補助の支給額は、次の各号のいずれかに該当する場合は、変更することができる。</u></p> <p><u>(1) 実際の支出額が転居費用補助の支給額を上回っていた場合</u></p> <p><u>(2) 実際の支出額が転居費用補助の支給額を下回っていた場合</u></p> <p><u>2 区長は、前項第1号の場合においては、省令第11条第1項第2号に規定する上限額以内かつ支給対象経費であり、社会通念上、妥当な範囲であれば、転居費用補助受給者に対し、差額を追加で支給することができるものとする。</u></p> <p><u>3 区長は、第1項第2号の場合においては、転居費用補助受給者から差額の返還を求めるものとする。</u></p> <p><u>4 転居費用補助の支給額の変更申請は、住居確保給付金変更支給申請書に変更理由を証する書類を添付して行わなければならない。</u></p> <p><u>5 区長は、前項の変更申請があったときは、書類の内容を審査し、支給額の変更を認めるときは、住居確保給付金変更支給決定通知書により当該申請をした者に通知する。</u></p> <p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>

新	旧
<p><u>第16条</u> この規則の施行について必要な様式その他の事項は、別に区長が定める。</p> <p>付 則 この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>付 則 <u>この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条第1項第5号の改正規定（「禁錮」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行する。</u></p>	<p><u>第13条</u> この規則の施行について必要な様式その他の事項は、別に区長が定める。</p> <p>付 則</p> <p><u>1</u> この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p><u>2</u> <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に伴う経済情勢の変化に鑑み、当分の間、第3条第6項および第7項の規定にかかわらず、省令第10条第5号の求職活動は、区からの面接等の支援を1月当たり1回以上受けることとする。</u></p>